

平成29年度第5回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成29年6月28日（水）午後7時30分頃から午後8時35分頃まで

場 所：こどもみらい館 第2研修室

出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，清水智，土江田雅史（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【三宅保育安全対策推進課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成29年度第5回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育安全対策推進課長の三宅と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。また、本部会は委員数5名のところ、全委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それではまず、本日の資料の御確認をお願いいたします。1点目が『募集要項（案）の主な修正箇所』、2点目が『第5回選定部会における審議事項』、3点目が『引継ぎ・共同保育の前倒しについて』、4点目が『市営保育所移管先法人等募集要項（案）』でございます。不足等はございませんでしょうか。

本日は、移管先法人等募集要項案について、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、第4回の選定部会で審議しきれなかった事項について、審議したいと思っております。

まず、前回部会で決めた募集要項案の変更点について、事務局から説明をお願いいたします。

【村上公営保育所担当課長】

前回の審議を受けて修正した箇所について御報告させていただきます。

資料1及び資料4を用いて御説明いたします。

まず、「3 事業計画の公表」の「(5) 著作権の帰属等」についてでございます。
資料4は2ページ及び26ページになります。

保護者の皆様からの御要望を受け、文言を「移管先候補者の決定後、移管対象保育所の保護者が希望する場合、移管先候補者の事業計画書等申請書類の内容を保護者に公開することとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。」と変更しました。

続いて、「4 移管先候補者の選定等」の「(1) 移管先候補者の選定方法」です。
資料4は3ページ及び27ページになります。

前回の選定部会において、最低合格点について御審議いただいた結果、7割と設定することとなりましたので、その旨を記載しております。あわせて、中項目の部分についても記載しております。

次に、「5 移管に係る基本的事項」の「(3) 三者協議会」です。
資料4は5ページ及び29ページになります。

三者協議会につきましては、別添5で詳しく記載されております。また、設置要領を保育所ごとに定めており、事務局が京都市であるということを明記しているため、追記の必要はないと事務局から説明しましたが、募集要項そのものに表示がないことを踏まえ、京都市と明記しております。

続きまして、「7 移管後の運営に係る基本事項」についてでございます。

前回の選定部会におきまして、「移管後の運営に係る基本事項」に軽微な違反であっても、京都市または保護者から損害賠償請求に応じることについて記載されているため、プール制の支給停止等は記載しないこととなりました。募集要項本編には重大な違反が認められた場合の対応しか記載されていないため、軽微な違反でも損害賠償請求を行う場合がある旨を追記しております。軽微な違反と重大な違反として分けて記載しております。

次に、【別表】「施設の概要」と「見取図」についてでございます。

資料4におきましては、6ページ及び7ページを御覧ください。

修学院保育所につきましては、前回の選定部会では、審査や引継ぎの中で車寄せスペースについて確認することとし、募集要項には記載しないとしていただきましたが、車寄せスペースに係るこれまでの経過を踏まえ、車寄せスペースがあることを施設概要の中に追記しております。あわせて、見取図の方にも車寄せスペースを追記させていただきました。

続きまして、資料1の裏面でございます。

資料4は17ページ及び41ページになります。

前回の選定部会での議論を踏まえ、保護者会活動に関する項目及び連携施設に関する項目を新たに追記いたしました。

続きまして、「書面審査様式」についてでございます。

資料4は80ページ及び92ページになります。

「子どもへの挨拶や言葉遣い、クラスの枠を超えた保育運営などが分かるように記載してください。」とし、具体的に書面審査様式に明記していただいたうえで、審査を行うことにいたしました。

前回の報告については以上でございます。

【安保部会長】

前回審議した事項に関する報告について、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

〔質問なし〕

【安保部会長】

それでは、前回審議した事項について確認しました。

続いて本日の審議事項に入ります。

資料2を御覧ください。

まず、「Ⅱ保育内容等」の「保育内容全般」について、修学院保育所の保護者から御意見をいただいておりますので、この点について審議したいと思います。

修学院保育所の保護者の意見としては、市営保育所保育のガイドラインを「遵守」という形で、保育内容に記載して欲しいという御意見でした。

この点について、市営保育所の現状について、事務局の方から御説明をお願いできますか。

【渡邊地域子育て支援課長】

保育のガイドラインは、保育の質の向上のための取組の基礎項目をガイドラインとして定めたものです。市営保育所では、このガイドラインを参考にして保育所を運営しています。

【安保部会長】

ガイドラインは全部実施されているということですか。

【村上公営保育所課長】

全部というわけではございません。例えば、異年齢保育などは実施しているところと実施していないところがあります。必ずしも全部ではない部分もございます。

民間園において引き継がない拠点事業についてもガイドラインには記載があり、拠点事業は市営保育所が引き続き行っていく事業ですので、そういった部分については引き継ぐべき基本事項の対象から外れる部分です。

【安保部会長】

現状を御説明いただきましたが、この部分について川北委員はいかがですか。

【川北委員】

そもそも、保育所の場合、保育所保育指針に則った保育がされています。保育所保育指針に加えて京都市ではガイドラインを定めているという理解でよろしいですか。

【村上公営保育所課長】

はい。

【川北委員】

募集要項の中の事業計画の部分でも十分審査を行うつもりであり，基本事項に記載するうえでは，遵守と言えるまでの拘束力はないと思います。

【安保部会長】

項目を追加して欲しいということについても，御意見をいただいています。3つの項目を提案していただいているのですが，それらについて，川北委員はいかがですか。

【川北委員】

とても細かく例を出していただいているのですが，保育を行ううえで，保育所保育指針に則り，市のガイドラインを尊重してれば，おそらくこのような保育にはなり得ないだろうと考えています。

ただし，保護者の皆様が大変心配されているというところもよく分かります。実際に，保育は様々であり，ほかの都道府県では夕方の時間になれば，ずっとビデオやDVDを見せ，絵本は保育の中で時間が余った時のつなぎ程度にしか使われていないという例を伺ったこともあります。

しかし，私は，細かく記載することによって，記載内容にのみ気をつければよいという考え方になってしまう場合が心配です。将来的に，テレビやDVDを見せなければそれでよいのか，絵本の読聞かせだけしていればそれでよいのかという形で，受け取られてしまう危険性があるので，あまり細かく記載するとかえって危ういと感じています。

【安保部会長】

清水委員はいかがですか。

【清水委員】

挙げていただいた項目の中で，「テレビやDVDを見せず」という箇所について，私の子どもが通っている園では，そのような場面は見受けられないのですが，そのような保育をしている園もあるのかもしれないと感じます。それについては，望ましくなくと思いますが，今後同様のメディアが増え，テレビやDVD以外で代替できるようになってしまうので，川北委員もおっしゃったように，あまり限定せずにおいた方がよいと思います。

【安保部会長】

御意見をいただいた内容は，書面審査と実地審査で確認させていただく保育の内容であり，書面審査の事業計画については保護者の方にも公開させていただくということ

もございます。移管後の運営に係る基本事項の中の保育内容についても、「現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し」ということで、ガイドラインを参照する形で記載していただいています。「遵守」とするという表現にすると、ガイドラインを全部守らなければならなくなります。事務局に伺ったところ、ガイドラインに記載があっても市営保育所の中でも実際されていない保育所があるということでした。

また、項目について細かすぎる内容をここに入れるとすると、他の項目とのバランスがよくないという御意見もこれまでにあったと思います。

御提案はいただいておりますが、これについては入れないという形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、御提案いただきましたが、これについては含めないという形とします。ただし、実際に保護者の方が心配されているという点は御意見をいただき、よくわかりましたので、審査の中で十分確認していきたいと思います。

【村上公営保育所課長】

補足ではございますが、すでに移管した4箇所の保育所に関しても、テレビやDVDを見せるということではなく、絵本の読聞かせについても行っております。絵本の貸出しを含め現在市営保育所で実施している内容については、基本的に引き継いでいただいている現状です。

【安保部会長】

今までの審査でも、子どもたちを一斉に動かすという点については、そのようなことがないか確認させていただいているところです。絵本の貸出しについても応募されている法人の保育園での状況を確認しているところですので、審査で十分確認したいと思います。

次にまいります。「Ⅱ保育内容等」の「障害児保育」について御意見をいただいています。この点については、これまでも審議しました。これまでの書面審査では、障害のある子どもについては書面審査の所で具体的に記載していただいて、現にどのような保育を行っているか、今後どのような保育を行われるかについて確認していますが、ひとくくりになっていたことは事実です。

資料4の98ページの書面審査様式「30-2」の部分でございます。もう少し障害の内容や特性に応じたことを書いていただけるように、子ども一人ひとりの障害の種類や特性を書き、身体障害、精神障害、知的障害、発達障害について、その疑いを含めて、配慮した対応であることということを含弧書きで分かるように記載するという形で確認をしていただくということではいかがでしょうか。精神障害については含めるかどうか検討が必要ですが、この点について岡委員はいかがですか。

また、淀保育所の保護者の方から連携についての御意見をいただいております。その

点についてもいかがですか。

【岡委員】

部会長のおっしゃった資料４の９８ページの部分では、現在いる子どもにどのような対応を行っているかについて、連携機関も含めて記載していただきたいと思いました。さらに、月に何度訪問を受けているかというようなところまで記載して欲しいと思いました。

いただいた御意見に「保護者と協議のうえ配慮すること」という点がありますが、保護者自体も配慮されなければなりません。専門機関と園とが協議し、保護者にどう伝えるかについての配慮が必要であり、それから子どもへの配慮が必要と考えます。どのような形で記載すべきかについては、検討が必要かと思います。

【村上公営保育所課長】

資料に訂正がございます。９８ページを御覧いただいておりますが、保護者の方からいただいた御意見を盛り込んだ形での記載になってしまっております。本来であれば変更点ではありませんので、記載すべきではないのですが、いただいた御意見を盛り込む事務局案を訂正できておりませんでした。この部分を踏まえて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【安保部会長】

この９８ページの部分は以前の意見交換を踏まえて記載していただいた案ということでした。これをより詳しくして、「子ども一人ひとりの障害の種類や特性（身体障害、精神障害、知的障害、発達障害及びその疑い）に配慮した対応であること、また、専門機関や療育機関等との具体的な連携方法などが分かるように記入してください。」というように入れるということでしょうか。

早期の発見をどのような形で入れるかということについて、岡委員はいかがですか。

【岡委員】

よい表現が見つかりませんが、障害の疑いがある場合、障害があることに気づいた場合などに専門機関に相談し、保護者に丁寧に伝えるというような記載にしたいです。「保護者に丁寧に」という部分を重視していただきたいです。

【安保部会長】

先ほど言いました「子ども一人ひとりの障害の種類や特性（身体障害、精神障害、知的障害、発達障害及びその疑い）に配慮した対応であること、また、専門機関や療育機関等との具体的な連携方法などが分かるように記入してください。」という記載を考えたいのですが、精神障害を入れるかどうかということについてはいかがですか。

【岡委員】

以前もお話しましたが、この年齢で精神障害というような確定診断はないと思われますが、アスペルガータイプの場合などは、精神手帳を持っている場合も考えられます。手帳の問題ですので、この場合精神障害の記載はなくてよいのではないかと思います。

【安保部会長】

それでは、子どもの場合は成長の途上であるということで、精神障害は記載せず、「(身体障害、知的障害、発達障害及びその疑い)に配慮した対応であること、また、専門機関や療育機関等との具体的な連携方法(障害があることが疑われた場合を含む)などが分かるように記入してください。」と記載する形でよろしいでしょうか。

川北委員いかがですか。

【川北委員】

そのような表記で結構だと思います。

【土江田委員】

先ほど岡委員がおっしゃったように、連携について頻度や方法を書くことによって、具体的な対応策についてより記入していただきやすいと思いますが、いかがでしょうか。

【安保部会長】

それでは、できるだけ記入していただけるように、具体的な連携方法のところに括弧を2つ作り、まず頻度、内容等とし、次に、障害が疑われた場合の連携方法を含むという形でいかがでしょうか。

清水委員よろしいですか。

【清水委員】

それでよいと思います。

現在審議している項目は「30-2」の障害児に関する項目ですが、30の項目には、ほかにも児童や家庭との関係性が重要になる項目だと思います。それぞれの項目について、具体的な連携機関や実際の対応について書いていただくべきと考えます。

【安保部会長】

まず、「30-2」の記載は先ほど私が提案させていただいたものでよろしいでしょうか。次に、清水委員から御提案いただきましたが、「30-1」から「30-4」の項目についても、「(保護者や関係機関との連携・情報共有も含む。)」という記載があるので、その具体的な内容について記入していただけるように変更するという形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、「30-1」、「30-2」、「30-3」、「30-4」について確認いたしました。

次に、修学院保育所の保護者の方から、「Ⅱ保育内容等」の「宗教的な保育」について、御意見をいただいております。御意見としては、「信教の自由に配慮した保育を行うこと」という御意見でした。さらに、信仰に関わることで、資料2の(4)では「子どもと保護者の信仰に配慮した食事の提供を行うこと」を追記して欲しいという御意見をいただいております。

また、食事に関しては、淀保育所の保護者の方からは、アレルギーについての御意見をいただいております。資料2の(3)と(4)については関係するところなので、一緒に議論をしたいと思います。これらの点について、川北委員いかがですか。

【川北委員】

信教の自由については、必要な部分だと思います。保育と食事を同列に並べるのは乱暴かもしれませんが、「信教の自由に配慮した保育・食事」というような形で記載してもよいと考えます。

【安保部会長】

御意見の内容としては、移管後の運営に係る基本事項の宗教的な保育に追記するというのですが、その点について土江田委員いかがですか。

【土江田委員】

特に異論はございません。

【安保部会長】

それでは、「子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと」という形にし、以下は続ける形でよろしいですか。

【土江田委員】

はい。それでよいと思います。

【安保部会長】

清水委員はそれでよろしいですか。

【清水委員】

はい。

【安保部会長】

それでは、「宗教的な保育」と信仰に配慮した食事については、そのような形で変

更します。アレルギーに関しては、川北委員いかがですか。

【川北委員】

基本的なアレルギー食への対応については、基本事項に記載されています。徹底して欲しい部分については、後の書面審査や実際に法人にお話を伺う中で審査していきたいと考えています。

【安保部会長】

アレルギーに関しては、保育内容の「給食・調理」のところに記載されており、書面審査にも丁寧に記載する項目があること、また、実地審査でも確認するということで、今回は入れないという御意見ですが、これについて岡委員はいかがですか。

【岡委員】

内容について、もう一度伺ってもよろしいですか。

【安保部会長】

アレルギーについて、淀保育所の保護者の方から御意見をいただいていたしましたが、アレルギーに関しては、基本事項の「給食・調理」の部分で記載しており、書面審査でも記載していただくようになっています。また、実地審査でも調理員や園長先生、担当の保育士にも実際に確認できるため、今回は入れないという御意見についていかがでしょうか。

【岡委員】

理解しました。それで結構だと思います。

【安保部会長】

それでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、資料2（5）の保育環境についてです。

淀保育所の保護者から、畑などで野菜や花を栽培し、それをクッキングなどにつなげることで、又、小動物の飼育をすることで、命の大切さを学べるようにして欲しいといった御意見をいただいております。

これについて、まず現状について事務局から御説明いただきたいと思います。いかがですか。

【渡邊地域子育て支援課長】

菜園活動については、食育の一環としても実施しています。栽培を行い、食物の成

長過程を観察し、収穫して食べる喜びと楽しみに繋げています。

小動物の飼育については、クラスの保育の中で小動物を観察しながら、図鑑等を見らるといった教育的な配慮も行い、保育の中で命の大切さを学べるようにする活動を実施しています。

【安保部会長】

ありがとうございます。川北委員はこのことについていかがですか。

【川北委員】

先日、淀保育所の保護者の方にお話を伺った際にも、菜園活動のような取組が、子どもたちの成長を見ることができる、とてもよい経験になっているというお話を伺いました。これは必要なことだと思っております。

菜園活動は食育に特化しているという面もありますが、「食事に関わるような行事、体験などを通じて、子どもたちが食事や食物・食べ物への関心が深まっていくような取組を行うこと。」などの文言を入れてもよいと思います。

小動物については、どこまでの範囲を小動物とするかは難しいですが、保育環境によっては飼育できない場合もあり、子どもの興味・関心という点もあるので、必ず小動物を飼育し、そこから命の大切さを学ぶようにしなければならないといった文言は必要ないと思います。

【安保部会長】

川北委員の御意見としては、基本事項に食育に関する項目を設けるという形でよろしいですか。

【川北委員】

食育は京都市が非常に力を入れて取り組んでいるところでもありますし、小学校への接続・連携という面からも必要だと思います。

【安保部会長】

それでは、食育という項目を新たに設け、菜園活動や収穫、食事の体験を通して、食への関心が深まるような保育をするといった内容を追記するということでよろしいですか。

小動物の飼育に関しては、資料4の133ページの実地審査において、実際に動植物の飼育等の状況を確認のうえ、保育活動にフィードバックしているかというところも確認させていただきますので、実地審査で十分に確認できるかと思います。

川北委員から御提案いただいた食育の項目を設けること、小動物の飼育について実地審査の際に十分に確認するという形の2点が私の提案ですが、その点について、清水委員はいかがでしょう。

【清水委員】

食育については、現在非常に重要視されている点でもあり、今まで何箇所か保育園を見させていただいた際に、食育をアピールポイントとしていた園が多かったように思われます。食育について、十分に説明していただくことはよいことと思います。

【安保部会長】

この2点の提案でよろしいですか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、食育について項目を設けること、小動物については実地審査で丁寧に確認させていただくことで決めたいと思います。

次に、募集要項（案）の審査項目「4 事故への対応」及び「5 不祥事への対応」について、淀保育所の保護者の方から、過去2年分と書いてあるところを、5年・10年など、もっと遡って確認すべきではないかという御意見をいただいております。この点について、市では各保育所に監査に行かれていると思いますが、実際の監査の状況はいかがですか。

【村上公営保育所課長】

本市の監査においては、概ね毎年行っているということを踏まえて、そこまで遡らず2年分を確認している程度です。今回、御要望として5年・10年という数字が挙がっておりますが、文書の保存年限も関係します。現在、事故があれば事故報告書を作成することとなっておりますが、過去5年分はおそらく保存されていると思います。概ね5年が確認できる限度かと思います。

【安保部会長】

そうすると、5年分は確認できるということなので、書面審査で5年分について記載していただいた場合、後で記録で確認できるということになりますでしょうか。

【村上公営保育所課長】

5年の保存年限は推奨という形ですので、実際には4年分しかないということも考えられますが、5年分まで用意していただくということで進めて構わないと思います。

【安保部会長】

これについて、清水委員はいかがですか。

【清水委員】

文書の保存年限があるということですので、5年分ぐらいは出てくると思います。先ほど議論していた、99ページ事業計画の「30—2」の部分で、「過去6年間」という数字があります。これについては、0歳から入って6年間ということと理解し

ていますが、その6年という数字に合わせることはどうですか。

【村上公営保育所課長】

記載していただくことは可能です。文書として残しているところもあると思います。5年分しか残していないというところに関しては、5年分しか出せないということも考えられます。書面審査では、内容を確認していただきたいと思いますので、可能な限り最大6年という形で記載していただくことも可能と考えます。

【安保部会長】

この点について、土江田委員はいかがですか。

【土江田委員】

保護者からの御意見としていただきましたが、私も2年では少ないと思っていました。保存期間は5年を推奨しているということですが、それ以上、例えば10年となれば、保育内容や保育士、園長も替わっている可能性があり、経営自体が変わっている可能性もあります。

事故の対応については、最近のものとその後の園の対応が大事だと考えます。10年以上前に起こった事故に関して書いていただいたとして、それを参考に、その後の保育の質を判断することは非常に困難なことだと思います。そのため、5年分を書いていただく形でよいのではないかと思います。重大な事故については、もちろん確認すべき大切な項目ですが、実際の審査に当たっては、軽微な事故に対する対応策も参考にしています。過去5年で決めていただいてよいと思います。

【安保部会長】

岡委員はいかがですか。

【岡委員】

障害者の施設では、虐待などの事件を起こしている施設が京都府内にいくつかあります。大きなトラブルがあった場合、第三者の検証委員会が検証した場合、結論が出るまでに1年近くかかってしまいます。軽微な変更などはその年にできますが、トップの人事を含めた法人内での人事に関する変更については、翌年にならなければできないというケースがあります。また、新しい施策は翌年にならなければ実行できず、その成果が出るのはさらにその翌年以降となりますので、最低で3年が必要です。大きな事故についても、必要な改善策が定着するまで5年は必要だと思います。

【安保部会長】

清水委員はいかがですか。

【清水委員】

別の項目が6年であったため提案しましたが、5年で問題はないと思います。

【安保部会長】

こちらとしては記録も確認したいというところがあります。書面審査様式の記載内容を添付書類で確認できるようにしたいので、5年分を記載していただく形でいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、この部分については過去5年間分を記載していただくことで変更したいと思います。

次に、引継ぎ・共同保育の前倒しについて審議したいと思います。これまでに事務局から何度か資料を出していただき、説明していただいておりますが、改めて資料3について事務局から御説明していただけますか。

【村上公営保育所課長】

それでは、資料3を御覧ください。

前回の選定部会までに委員の皆様からいただきました御意見と前回御報告させていただきました砂川保育所の引継ぎに従事していただいた法人職員からの御意見を踏まえ、資料3のとおり事務局案を作成しました。基本的には、クラスが落ち着く6月頃から週1日は引継ぎに来ていただき、下半期に行事が複数ある幼児クラスにおきましては9月から週2.5日つまり半日を週5日来ていただく程度の案になっております。

また、資料4の5ページを御覧ください。これまで各クラス担任予定者や調理員予定者など引継ぎ従事職員が揃う移管前年度の1月からを共同保育、それまでを引継ぎと呼んでおりましたが、今回期間を前倒しすることを踏まえ、この2年間で2つに分るのではなく、引継ぎ・共同保育期間としたいと考えており、資料3に記載しているとおりの案でございます。

説明については以上でございます。

【安保部会長】

引継ぎ・共同保育については、前年度までの選定部会においても、保護者の方からできる限り丁寧な引継ぎをしてほしいという御意見をいただいております。今回、市の方から案を提案していただきましたが、予算としては問題ないのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

前々回の選定部会において説明させていただきましたとおり、選定部会での審議結果を尊重したいという方針を確認できております。

【安保部会長】

この点について、以前御意見をいただきましたが、川北委員はいかがでしょう。

【川北委員】

日数については、多ければ多いほど丁寧な引継ぎが可能であると考えます。予算の折合いがつくのであれば、少しでも増やしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【安保部会長】

事務局案でよいということでしょうか。

今回、砂川保育所で引継ぎの実績を作られましたので、それを参考に引継ぎ・共同保育の前倒しを検討できるようになり、よかったと思います。

事務局案について、清水委員はいかがでしょう。

【清水委員】

概ね手厚くなっているかと思います。砂川保育所での事例をお聴きしてではありませんが、より重みをもたせることができると考えますので、この案でよいと思います。

【安保部会長】

岡委員はいかがでしょう。

【岡委員】

清水委員と同様に、手厚くなっていると思いますので、よいと思います。

【土江田委員】

砂川保育所での引継ぎを参考にすることができるので、非常によい実績を作っていたと思います。事務局案に賛成します。

【安保部会長】

事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

それでは、本日の審議事項は全て終了しました。ほかに委員から質問や御意見はございませんでしょうか。

【村上公営保育所課長】

事務局から1点だけ失礼します。

資料5の4ページを御覧ください。

修学院保育所の土地の貸付料等について、中段に箱書きで記載しておりますが、建

物譲渡額につきましては、現在も算定中でございます。来月早々には、数字が確定する予定です。こちらの数字につきましては、鑑定評価額であり、審議していただくものではございませんので、改めて委員の皆様にはお伝えさせていただきます。淀保育所の建物譲渡額につきましても同様でございます。

これまでの選定部会における審議事項につきましては、文言等を含めて委員の皆様に御確認いただいているところでございますので、最終的な募集要項につきましては、部会長に御確認いただき、委員の皆様に提示させていただきたいと考えております。

【安保部会長】

建物譲渡額につきましては、市の基準に則り算出されるということですので、その方法で算出していただくこととします。本日、審議した部分につきましては、若干の文言の修正がある場合は私がさせていただきます、委員の皆様に御確認させていただく形でまとめたいと思います。

ほかにならないようでしたら、本日の部会を終了させていただきます。

進行を事務局にお返しします。

【三宅保育安全対策推進課長】

本日も長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、平成29年度第5回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。本日はありがとうございました。